

(仮称) 明石市路上喫煙の防止に関する条例制定審議会委員 募集要項

本市では、たばこを吸う人にとっても、吸わない人にとっても、安全で快適に過ごせるまちづくりをめざし、さまざまな取組を進めています。

このたび、さらなる取組の推進のため、公共の場所での「望まない受動喫煙」から市民の健康を守り、歩きたばこによる子どもへの火傷による被害などを防止することを目的とした条例を制定するため、学識経験者や関連団体、市民などからなる(仮称)明石市路上喫煙の防止に関する条例制定審議会を設置することとなりました。

市民としての立場から、今後の取組や施策の展開について幅広くご意見をいただくため、下記のとおり(仮称)明石市路上喫煙の防止に関する条例制定審議会の市民委員を募集します。

審議会等名	(仮称) 明石市路上喫煙の防止に関する条例制定審議会
募集人数	2人
応募資格	次のすべての要件を満たす方とします。 (1) 満18歳以上の方 (2) 市内に在住、在勤又は在学している方 (3) 会議(原則として平日昼間に開催する)に出席できる方 (4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方 (5) 市が設置する他の審議会等の委員を5以上兼ねていない方
任期	令和8年5月～7月(予定)
募集期間	令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)
応募方法	(1) 提出書類(以下の書類を合わせて提出してください。) ① 応募用紙(ダウンロードできます) 所定の様式に必要事項を記載してください。 ② 小論文(様式自由・ダウンロードもできます) 「たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちづくりのために必要なこと」をテーマに、800字以内で作成してください。 (2) 提出方法 申し込みフォーム、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかとなります。 なお、提出書類は返却いたしかねますので、ご了承願います。 (持参の場合は、17時00分まで) 郵送先：〒674-0053明石市大久保町松陰1131 明石市環境産業局環境室環境保全課 FAX:078-918-5107 電子メール:kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp ※1 応募用紙は、行政情報センター、あかし総合窓口、各市民センター、各コミュニティセンター、等でも配布しています。 ※2 ご提供いただきました個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定に基づき、厳正に保護いたします。
選考方法	応募用紙及び小論文をもとに書類選考します。選考結果は、応募いただいた方全員に、5月初旬頃にお知らせします。
委員の役割	市が選任した学識経験者等の委員とともに、路上喫煙対策等について話し合い、提言等をしていただきます。
委員報酬	委員会に出席していただいた際に、市の規定により委員報酬をお支払いします。
その他	(1) 会議は原則として平日の昼間に、5月から7月の間、3回の開催を予定しています。 (2) 会議は原則公開されますので、委員として表明された意見は公表されます。
担当課	明石市環境産業局環境室環境保全課 Tel.078-918-5030 Fax. 078-918-5107 メール. kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp